

令和3年8月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(7人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 冨永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 ~~(4番) 高岡 重盛~~
~~(5番) 宮原 清人~~ ~~(6番) 川邊 美津子~~ (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行

地区推進委員

信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(3人) 最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
意見について

日程第3 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の承認について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、4番と5番と6番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和3年8月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、3番委員、7番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件は10件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字川辺字堀内、地目は畑が2筆、合計面積は1,230㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。備考欄に記載のとおり、根抵当権抹消手続きで120,000円支払われております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>30日にお伺いしました。ここに記載のとおり間違いございませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字中洲、地目は田が2筆、合計面積は3,397㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10a当たり250,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先月、譲受人の方にお会いしまして話してきました。譲渡人の方が遠方に住んでおり、耕作されないので処分したいとのことでした。周囲の方に聞かれたそうですが、誰も買う人がいないので譲受人が買うことになりました。金額については、災害復旧には掛けませんが被災しているのでこの金額になっています。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

	<p>議案第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字深水字原ノ田、地目は畑で 1 筆、面積は 146 ㎡で転用目的は駐車場です。売買価格は 1 筆で 327,506 円です。令和 2 年 7 月の豪雨災害で被災した譲受人が隣接地に居宅建築を計画しており、家族所有及び来客用の駐車スペースとして転用を申請されるものです。申請地は農用地区域外の第 1 種農地となりますが、既存の集落に接続しており、不許可の例外規定に該当します。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>6 番委員のほうから聞いております。6 番委員が確認しまして、ここに記載のとおり間違いのないそうです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 2 番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 2、大字深水字宮ノ前、地目は畑で 1 筆、面積は 495 ㎡で転用目的は一般個人住宅です。売買価格は 1 筆で 4,396,000 円です。現在、家族 4 人で村内の集合住宅に居住していますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、申請人の職場からも近く利便性の良い本申請</p>

	<p>地に住宅を建築したく申請されたものです。申請地は農用地区域外の第1種農地となりますが、既存の集落に接続しており、不許可の例外規定に該当します。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について深水地区推進委員に報告をお願いします。</p>
深水地区推進委員	<p>この件については、両隣の農地は前回の時に買われていて、残った土地について転用申請されたものです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について審議します。1番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権設定)の承認について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字藏城、地目は田が1筆、面積は1,969㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>

柳瀬地区推進委員	先日、5 番員と確認してきました。再設定でもあり、ここに記載のとおり間違いありません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番と3番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字上高原、地目は畑が3筆、合計面積は21,022㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり10,000円です。番号3、大字川辺字上高原・中高原・高原、地目は畑が16筆、合計面積は73,163㎡です。使用賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>7月31日に確認しております。2番については、再設定でもありここに記載のとおり間違いありません。3番については、使用賃貸借の再設定で問題ありません。酪農をされている方です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしい</p>

	<p>ですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字堀内、地目は畑が1筆、面積は487㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>これは再設定でもあり、記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上高原、地目は畑が2筆、合計面積は7,839㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は3,053,290円、10aあたりに換算すると389,500円です。なお、隣接する公衆用道路については、備考欄に記載のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>

川辺地区推進委員	これにつきましては、公社が買入時に立会をしております。ここに記載されていますとお間違いありません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字高原・朝の迫、地目は畑が4筆、合計面積は32,129㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は12,009,126円、10aあたりに換算すると389,500円です。なお、185番127は10aあたり276,750円です。また、隣接する公衆用道路については、備考欄に記載のとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	これにつきましても、公社が買入時に立会をしております。ここに記載されていますとお間違いありません。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。 その他
事務局	(1) 次回の総会の開催日について 9月8日(水)、午前9時から 4 閉会
議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

閉会：午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和3年8月10日

相良村農業委員会

署名委員 3番 ㊟

署名委員 7番 ㊟